

# ファミリー・サポート・センター依頼会員募集

ファミリー・サポート・センターとは、地域において「子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)」と「子育てのお手伝いができる方(提供会員)」が会員となって、助け合う会員組織です。

町では、8月20日(月)から依頼会員の募集を始めます。

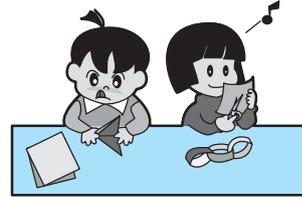
会員になるための条件や具体的な援助内容は下記のとおりです。

## 【依頼会員(子育ての手助けをしてほしい方)の条件】

- ・ 町内に居住又は勤務している方で、生後6か月から小学6年生以下の子どもの保護者

## 【援助内容】

- ・ 保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの保育施設等の保育開始前や保育終了後に、子どもを預かること。
- ・ 保育施設等までの送迎を行うこと。
- ・ 学童保育終了後、子どもを預かること。
- ・ 学校の放課後、子どもを預かること。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かること。



## 【利用料金】

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 月曜日から金曜日の午前7時から午後7時まで   | 1時間あたり700円 |
| 土・日・祝日及び年末年始並びに上記以外の時間帯 | 1時間あたり800円 |
| 交通費                     | 1回あたり200円  |
| 送迎に公共交通機関、タクシーを使用した場合   | 実費         |
| 食事(ミルクを含む)の提供をした場合      | 実費         |

※上記の利用料金は、依頼会員から提供会員に直接支払ってください。

## 【申込み方法】

依頼会員として入会を希望される方は、入会申込書の提出が必要になりますので、下記の必要なものを揃えて町役場1階福祉課児童福祉係までお越しください。

○受付期間……8月20日(月)から申し込みを受け付けます。(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分(ただし正午～午後1時を除く)

○必要なもの……印かん、会員証用写真2枚(縦4cm×横3cm)

## 【補償保険】

会員になると、自動的にファミリー・サポート・センター補償保険に加入となります。保険料は町が負担します。※提供会員の援助可能な曜日・時間帯によってはご希望に応じられない場合があります。

町では、提供会員の募集を随時行なっています。ぜひご応募ください。

▼問い合わせ先＝福祉課 児童福祉係 ☎(56) 9130

### ▼日程、場所、申込先

| 日にち      | 会場                 | 参加申し込み先               |
|----------|--------------------|-----------------------|
| 9月11日(火) | 明治南(旧多功)コミュニティセンター | 在宅介護支援センター<br>トータスホーム |
| 9月28日(金) | 石田コミュニティセンター       | ☎(56) 2220            |
| 日にち      | 会場                 | 参加申し込み先               |
| 9月19日(水) | 東館南集会所             | 在宅介護支援センター<br>友愛苑     |
| 9月20日(木) | 本北コミュニティセンター       | ☎(56) 8885            |

▼問い合わせ先＝保険課 介護保険係 ☎(56) 9102

### 介護予防教室のお知らせ

いつまでもペンペンと元気に過ごせるように、町では「介護予防教室」を実施しています。9月は左記の日程で栄養に関する「エプロン教室」を開催します。

- ▼対象 〓 おおむね65歳以上の方
- ▼時間 〓 午前9時30分～正午頃まで
- ▼内容 〓 栄養講話、調理実習、会食
- ▼参加費 〓 100円

## 医療費の自己負担が高額になったとき(高額療養費)

同じ月内の医療費の自己負担が限度額を超えたとき、申請して認められると自己負担を超えた分が高額療養費としてあとから払い戻されます。なお、自己負担の限度額は年齢や区分によって異なります。

### 自己負担額の計算方法

- 月ごと(1日～末日まで)の受診について計算
- 同じ医療機関ごとの計算
- 同じ医療機関でも歯科は別計算
- 同じ医療機関でも入院と外来は別計算
- 入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは支給の対象外
- 70歳～74歳の方の外来は全ての医療機関を合算

### 高額療養費の申請方法

国保では、高額療養費の支給対象となった方に、「高額療養費支給申請のご案内」を診療月から約3ヶ月後を目途に送付します。ご案内が届きましたら、医療機関の領収書を添えて保険課窓口に申請してください。

**窓口での自己負担を限度額までに抑えることが重要です。**

### 70歳未満の人の自己負担限度額

| 区分       | 限度額                         | 過去12ヶ月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額 |
|----------|-----------------------------|--------------------------------|
| 上位所得者※   | 150,000円+(総医療費-500,000円)×1% | 83,400円                        |
| 一般       | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%  | 44,400円                        |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円                     | 24,600円                        |

※「上位所得者」=国民健康保険加入者の所得合計が600万円を超える世帯

### 70歳～74歳の人の自己負担限度額

| 区分      | 外来(個人単位) | 入院+外来(世帯単位)                |
|---------|----------|----------------------------|
| 現役並み所得者 | 44,400円  | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% |
| 一般      | 12,000円  | 44,400円                    |
| 低所得者II  | 8,000円   | 24,600円                    |
| 低所得者I   |          | 15,000円                    |

事前に「限度額適用認定証」の交付を保険課に申請し、認定証を医療機関に提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。  
※70歳以上の方は住民税非課税世帯のみ限度額認定証が交付されます。

▼問い合わせ先  
保険課国保係 ☎(56) 9134

## 国民年金

### 「保険料免除制度」をご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

|       | 所得基準                       | 月々の保険料  | 保険料を全額納付した場合と比較した年金額 |
|-------|----------------------------|---------|----------------------|
| 全額免除  | (扶養親族の数+1)×35万円+22万円       | 全額が免除   | 1/2                  |
| 1/4納付 | 78万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等)  | 3,750円  | 5/8                  |
| 半額納付  | 118万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等) | 7,490円  | 6/8                  |
| 3/4納付 | 158万円+(扶養親族等控除額+社会保険料控除額等) | 11,240円 | 7/8                  |

できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

▼免除承認期間=平成24年7月～平成25年6月分

▼必要なもの=

- ・印かん
- ・代理申請の場合は運転免許証など本人確認のできるもの
- ・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

**全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方**

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。

※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要になりますのでご注意ください。

▼問い合わせ先=

●保険課 高齢者年金係

☎(56) 9129

●宇都宮西年金事務所

☎028(622)4222